

【事例4】住宅取得等資金の非課税制度を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用家屋の新築をするために、祖父から現金1,200万円の贈与を受けました。
 家屋は平成23年中に完成し居住を始めています。
 この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税制度(注)を適用し暦年課税により申告します。
 (注) 特例の概要については、55ページを参照してください。

所沢 税務署長 平成23年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3
 平成24年2月20日提出

提出用 税務署受付印

住所 〒XXX-XXXX(電話 XXX-XXXX-XXXX) 所沢市〇〇XX丁目X番X号	税務署整理欄(記入しないでください。)
フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。 ハイ / ジロウ	整理番号
氏名 丙野 二郎	申告書提出年月日
生年月日 3/4/9年06月11日 職業 会社員	財産
	事案
	細目
	訂正
	修正

第一表(平成22年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の2と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の明細			財産を取得した年月日
	種類	細目	数量	単価
住所 所沢市〇〇XX丁目X番X号	現金・預貯金等	現金 (住宅取得等資金)		平成23年09月26日
フリガナ 氏名 丙野 太郎				
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				
住所				
フリガナ 氏名				
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				
住所				
フリガナ 氏名				
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日				
財産の価額の合計額(課税価格)	①	2000000		
配偶者控除額(右の事案に該当する場合には、.....□私は、今回の贈与からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②			
基礎控除額	③	1100000		
②及び③の控除後の課税価格(①-②-③) [1,000円未満切捨て]	④	900000		
④に対する税額(申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)	⑤	90000		
外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	⑥			
差引税額(⑤-⑥)	⑦	90000		
相続時精算課税分(「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)				
特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑦の金額の合計額)	⑧			
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑨の金額の合計額)	⑨			
課税価格の合計額(①+⑧)	⑩	2000000		
差引税額の合計額(納付すべき税額(⑦+⑨)) [100円未満切捨て]	⑪	90000		
農地等納税猶予税額(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)	⑫			
株式等納税猶予税額(「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)	⑬			
申告期限までに納付すべき税額(⑪-⑫-⑬)	⑭	90000		
この申告書が修正申告書である場合	⑮			
差引税額の合計額(納付すべき税額)の増加額 (⑮-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑮)	⑮			
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑭)	⑯			

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有 通信日付印
 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有 確認者

(資5-10-1-1-A4統一)(平23.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
 (注)③又は、④が0の場合には「I暦年課税分」に記入する必要はありません。

提出用

平成23年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者印

受贈者の氏名 丙野 二郎

次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所 <u>所沢市△△××丁目×番×号</u>	<u>所沢市△△××丁目</u>	住宅取得等資金の金額 <u>平成23年09月26日</u>
フリガナ <u>ハイ / 90ウ</u>	続柄 <u>×番×号</u>	<input type="text"/>
氏名 <u>丙野 太郎</u>	続柄 <u>祖父</u>	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
生年月日 <u>明・大・昭・平 9 年 5 月 20 日</u>		<input type="text"/>
住宅取得等資金の合計額	(26)	<input type="text"/>
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住所		住宅取得等資金の金額
フリガナ	続柄	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
氏名		<input type="text"/>
生年月日 <u>明・大・昭・平 年 月 日</u>		<input type="text"/>
住宅取得等資金の合計額	(27)	<input type="text"/>
非課税限度額	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	(28) <input type="text"/>
	非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円-28)) (注2)	(29) <input type="text"/>
贈与者別の非課税の適用	26のうち非課税の適用を受ける金額	(30) <input type="text"/>
	27のうち非課税の適用を受ける金額	(31) <input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (30+31) (28の金額を限度とします。)	(32) <input type="text"/>
贈与税の課税価格に算入される金額	26のうち課税価格に算入される金額 (26-30) (28に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	(33) <input type="text"/>
	27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (28に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	(34) <input type="text"/>

28又は29に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、28又は29の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二は、平成23年分用(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

事例 4

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	<u>24・2・20</u>	提出した税務署	<u>所沢 税務署</u>
-------------------	----------------	---------	---------------

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署を理欄	整理番号 <input type="text"/>	名簿 <input type="text"/>	確認 <input type="text"/>
----------	---------------------------	-------------------------	-------------------------

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

平成 23 年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して、「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。適用を受けようとする特例の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

○「住宅取得等資金の非課税制度」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	はい	いいえ
2	あなたの、平成 23 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	はい	いいえ

○「相続時精算課税選択の特例」に関する事項

3	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の共通事項

4	あなたは、平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
5	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	はい	いいえ
6	既に住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住していますか。又は、平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なく居住する見込みですか。(57 ページのロ(注)参照)	はい	いいえ
7	平成 24 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、贈与を受けた資金の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。(56 ページのイ(注)1 参照)	はい	いいえ
8	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があるあなたの居住の用に供されるものですか。 (注) 増改築等の場合は、増改築後の住宅用の家屋の床面積をいいます。	はい	いいえ
9	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあるものですか。	はい	いいえ
10	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）を新築若しくは取得又は増改築等をしたものですか。(56 ページのイ(注)1 参照)	いいえ	はい

○ 住宅用家屋の取得のための金銭の贈与を受けた人は「11」について、増改築等のための金銭の贈与を受けた人は「12」から「14」について記入してください。

11	取得した住宅用家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類」の【新築又は取得の場合】の A の表の 3 に掲げる「耐震基準適合証明書」又は「住宅性能評価書の写し」により証明されたもの	はい	いいえ
12	増改築等の工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 40 ページの「添付書類」の【増改築等の場合】の A の表の 2 に掲げる「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものですか。	はい	いいえ
13	増改築等の工事に要した費用の額が 100 万円以上のものですか。	はい	いいえ
14	【増改築等の部分に居住の用以外の用に供される部分がある人のみ記入してください。】 増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	はい	いいえ

《事例4及び事例5の添付書類》

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例には、「住宅取得等資金の非課税制度」（55 ページ参照）と、「相続時精算課税選択の特例」（59 ページ参照）があります。

ここでは、「住宅取得等資金の非課税制度」又は、「相続時精算課税選択の特例」を適用する場合の添付書類について説明します。

1 「住宅取得等資金の非課税制度」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、3の表に掲げる書類が必要となります。

添 付 書 類	
1	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書（「申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」に必要事項を記入してください。）
2	受贈者の戸籍の謄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること
3	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類 （所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）

2 「相続時精算課税選択の特例」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、3の表に掲げる書類が必要となります。

添 付 書 類	
1	相続時精算課税選択届出書（70 ページ参照）
2	26 ページの添付書類の表に掲げる書類
3	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書（「申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」に必要事項を記入してください。）

3 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」に共通して必要な書類

上記1又は2に掲げる書類のほか、次の表の該当する欄に掲げる書類が必要となります。

【新築又は取得の場合】

新 築 又 は 取 得 の 状 況	必要な添付書類
A 住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人	39 ページAの表の書類
B 住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人	39 ページBの表の書類
C 住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人	39 ページCの表の書類

【増改築等の場合】

増 改 築 の 状 況	必要な添付書類
A 住宅用の家屋の増改築等をして居住した人	40 ページAの表の書類
B 住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人	40 ページBの表の書類
C 住宅用の家屋の増改築等が完了していない人	41 ページCの表の書類

【新築又は取得の場合】

A 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人

⇒次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から住宅用家屋（その敷地の用に供されている土地等を取得する場合は、その土地等を含みます。）の新築又は取得をしたことを明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書等で明らかになる場合は、登記事項証明書等で差し支えありません。
2	新築又は取得をした住宅用家屋に関する 登記事項証明書 （取得した住宅用家屋が建築後使用されたことのある家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、これを明らかにする書類も必要です。） （注） 贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の敷地の用に供されている土地等を取得するときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。
3	取得した家屋が 57 ページの口の A の表の 2 の③のみに該当する場合には、次に掲げるいずれかの書類 ① 耐震基準適合証明書 （注） その家屋の取得の前日 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り ます。 ② 住宅性能評価書の写し （注） その家屋の取得の前日 2 年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限り ます。
4	受贈者の住民票の写し （新築又は取得した住宅用家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限り ます。）

B 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人

⇒上記の A の表の 1 から 3 までの書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	住宅用家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類
2	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく住民票の写し（その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。）を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注） 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく住民票の写しを提出してください。

**C 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人（57 ページの（注）に該当する
場合に限り
ます。）**

⇒上記の A の表の 1 の書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	住宅用家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し
2	住宅用家屋の新築工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの
3	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときは遅滞なくその家屋に関する登記事項証明書及び住民票の写し（その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。）を所轄税務署長に提出することを約する書類で、居住の用に供する予定時期の記載のあるもの （注） 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく登記事項証明書及び住民票の写しを提出してください。 なお、贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の敷地の用に供されている土地等を取得するときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。

【増改築等の場合】

A 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等をして居住した人

⇒次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から増改築等（増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたことを明らかにする書類
2	<p>居住の用に供している家屋の増改築等に係る工事が、次に掲げるいずれかの工事に該当するものであることを証する書類</p> <p>① その工事が増築、改築、建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替である場合には、建築主事から交付を受けた建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し、建築主事等から交付を受けた建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書</p> <p>② その工事が区分所有建物について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書</p> <p>i その区分所有する部分の主要構造部である床及び最下階の床の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替</p> <p>ii その区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限りします。）</p> <p>iii その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限りします。）</p> <p>③ その工事が家屋（区分所有建物については受贈者が区分所有する部分に限りします。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関、廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書</p> <p>④ その工事が家屋について行う次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書</p> <p>i 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定</p> <p>ii 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準</p>
3	<p>増改築等家屋に関する登記事項証明書 （登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。）</p> <p>（注） 贈与を受けた増改築等のための金銭によりその増改築等の敷地の用に供されることとなる土地等を取得する場合には、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。</p>
4	増改築等家屋の増改築等に係る 工事の請負契約書 その他の書類で、その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し
5	受贈者の戸籍の附票の写し その他の書類で、受贈者が増改築等の工事前にその増改築等をした家屋（「増改築等家屋」といいます。）を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類（増改築等家屋に居住した日以後に作成されたものに限りします。）

B 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人

⇒上記の A の表の 1 から 4 までの書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	増改築等後直ちにその増改築等をした家屋（「増改築等家屋」といいます。）を居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類
2	<p>増改築等家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく戸籍の附票の写しその他の書類で受贈者がその増改築等の工事前に増改築等家屋を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p> <p>（注） 増改築等家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく上記の書類を提出してください。</p>

C 平成24年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等が完了していない人（57ページの（注）に該当する場合に限ります。）

⇒40ページのAの表の1の書類のほか、次の表に掲げる書類

添付書類	
1	工事の請負契約書その他の書類又はその写しで、増改築等をしている家屋が57ページのBの表の1に該当することとなることを明らかにするもの
2	増改築等をしている家屋の増改築等に係る工事の状態が、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの
3	増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく40ページのAの表の2から5までの書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注） 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく40ページのAの表の2から5までの書類を提出してください。

Q & A 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等

問：「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありますか。

答： 対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありません。

また、対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等であることを証明するための添付書類にも相違点はありません。

なお、「住宅取得等資金の非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」の両方の適用を受ける場合に重複する添付書類があるときは、重複する書類を重ねて提出する必要はありません。